



確定申告でふるさと納税のワンストップ特例が無効に

ふるさと納税の人気が高まっていますが、ふるさと納税のワンストップ特例制度は、ふるさと納税先の自治体が、1年間で5自治体以内であれば、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる便利な仕組みです。しかしながら、注意したいのは、医療費控除などを受けるために所得税の確定申告を行うと、自動的に確定申告が優先されて、すでに利用したワンストップ特例制度が無効になることです。

確定申告をするとワンストップ特例制度が無効になってしまうので、確定申告の際に改めてふるさと納税を寄附金控除として申告しないと控除を受けられません。雑損控除、医療費控除、住宅ローン控除適用の一年目は確定申告でないと控除を受けられませんし、副業をしていて給与以外に所得がある場合などは確定申告が必要となりますので、ワンストップ特例制度は自分が確定申告する必要がないことを確認してから利用する必要があります。

確定申告で寄附金控除を申告しなかった場合は、更正の請求により寄附金控除を受けることができますが、改めて手続きをするという二度手間になります。確定申告でふるさと納税の寄附金控除を受ける際は、添付書面として寄附金の受領書を添付します。振込用紙や納付書で支払った場合は振込票控が寄附を証明する書類となる場合がありますので、そのような寄附を証明する書類を添付するようにします。

令和3年分の確定申告から、ふるさと納税の場合では、国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付書類とすることができるようになりました。この国税庁長官が指定した特定事業者は、国税庁のサイトに一覧が載っていますが、主にふるさと納税のポータルサイトを運営する事業者が指定されています。また、e-Taxで申告をする際には寄附を証明する書類の添付は不要となります。

なお、ワンストップ特例制度を利用できるのは、ふるさと納税の寄付先が5自治体以下の場合です。同じ自治体であれば複数回ふるさと納税を行っても自治体は1つとしてカウントされます。ただし、同じ自治体に複数回寄付した場合にも、必ずふるさと納税の寄付をするたびにワンストップ特例制度の申請が必要となります(1件の寄付につきワンストップ特例申請書が1枚必要)。一方、確定申告では寄付する自治体数に制限はありません。

